

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 5 月 1 日 (火) 第 7 8 8 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (410) (指導管理課) 2
	建築基準法による特定工程等の指定 (411) (景観まちづくり課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (412) (耕地課) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (413) (日野総合事務所福祉保健局) 3

告 示

鳥取県告示第 410 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員
「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦
鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 308 号から第 311 号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務	鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将
交通事故による損害賠償金及びこれに係る延滞金の収納事務	鳥取県農林水産部農政課 課長補佐 圓山 智則

2 委任期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 411 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 19 年 6 月 20 日以後に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物について適用する。

平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 中間検査を行う区域

鳥取県全域（法第 4 条第 2 項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

平成 19 年 6 月 20 日から平成 22 年 6 月 19 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

法別表第 1（い）欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で、その構造及び規模が次のいずれかに該当するもの

- (1) 当該建築物の同表(ろ)欄に掲げる階を当該用途に供するもの
- (2) 当該用途に供する部分（同表(い)欄(一)項の場合にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が同表(は)欄各項に掲げる面積に該当するもの
- (3) 当該用途に供する部分（同表(い)欄(二)項及び(四)項の場合にあっては 2 階の部分に限り、かつ、同表

(い)欄(二)項に掲げる用途のうち病院及び診療所については当該 2 階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(に)欄各項に掲げる面積に該当するもの

- 4 指定する特定工程
建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。)第 11 条に規定する工程
- 5 指定する特定工程後の工程
政令第 12 条に規定する工程
- 6 適用除外の建築物
 - (1) 法第 68 条の 11 第 1 項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (2) 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

鳥取県告示第 412 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業中山地区農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成 19 年 5 月 1 日から同月 21 日まで
- 3 縦覧に供する場所
大山町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 413 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	日野郡日南町生山 834-3	いんくる広場	日野郡日南町生山 834-3	共同生活介護	平成 19 年 5 月 1 日